## 社会教育機関等に関する事務の市長部局への移管について(案)

#### 1 趣旨

社会教育機関等に関する事務を教育委員会から市長部局に移管することについて次のとおり整理する。

## 2 背景

#### ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

社会教育機関等に関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の職務権限とされているが、平成19年改正(※1)でスポーツ・文化、平成30年改正(※2)で文化財の保護、令和元年改正(※3)で図書館、博物館、公民館及びその他社会教育に関する教育機関が、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が管理及び執行をすることが可能となっている。

#### ■本市の状況

人口減少局面に入り、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組み、「国際文化住宅都市」としての「まちの魅力」「まちの価値」を高める施策を推進して行く必要がある。

#### ■芦屋市教育大綱

芦屋の歴史や芦屋の歴史や文化、市民の経験を次世代に継承するため、よりよい芦屋に向けて世代を超えた対話の機会を設けます。「市民が主役の芦屋づくり」を実現すべく、熟議を通じた探究・創造を実践する場・機会を創ります。

## ■第3期 芦屋市教育振興基本計画

生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や 環境の充実に取り組む。

#### 3 移管に伴い期待できる全体効果

- ■地域の拠点として他の機関と連携できる体制が整い、社会教育の更なる振興へつながることが期待できる。
- ■社会教育を通じた「人づくり・つながりづくり」は、持続可能な「地域づくり」につながり、孤立しがちな人や、生きづらさを抱えた人々も含めた「共生社会」の実現を目指すことができる。
- ■教育領域のみではなく幅広い行政領域で行われる企業、大学、NPOや、地域の人材と連携協働する ことがより期待できる。

### 4 移管に伴い期待できる個別効果

#### ■生涯学習、文化及び文化財関係

⇒国史跡である会下山遺跡などの文化財を適切に保護し、旧山邑家住宅の世界的価値の高まりを見据えつつ、山手地域や阪急芦屋川周辺の更なる価値の創出につながる「まちづくり」が期待できる。 広く市内の文化財を知ることにより、地域全体で文化財を守っていく機運が醸成される。

公民館では公民館講座等を通じて得た知識や成果等を地域に還元していく仕組みづくりを進めていくきっかけとなることができる。

市民センター、美術博物館、谷崎潤一郎記念館等の文化施設については、子どもたちを含め、より多くの利用者を獲得し、文化・芸術の魅力発信に活かせることが可能となる。

## ■図書館

⇒最も市民に身近で利用頻度の高い施設であり、生涯学習社会を支える存在であるため、今後様々な 施策と連携することによって、市民の学習や文化の発展に寄与できる。 また今後、エリア内のまちづくりの拠点として活用することができる。

#### ■スポーツ

⇒総合公園に加え、体育館・プール・テニスコート等のスポーツ施設と都市公園等の公共施設を一体的に活用し、施設周辺のまちの魅力を高めることができる。また、高齢者や障がいのある方の健康増進施策に厚みを持たせることが可能となる。

## 5 移管後の市長部局との関係

社会教育機関等を市長部局が所管することとなった場合でも社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、定期的に既存の各種協議会、審議会等、総合教育会議及び教育委員会の会議等を通じ、教育委員会と情報を密にし、連携していく。また、条例改正や予算要望等、重要な案件については教育委員会の意見を聴取する場を設ける。

#### 6 他市町の状況・法律抜粋

別添のとおり

#### 7 移管する事務

生涯学習課	生涯学習の振興、芸術及び文化の推進、文化財保護の管理運営、文化財保						
上庭子白味   	護審議会、谷崎潤一郎記念館・美術博物館の管理及び運営 など						
スポーツ推進課							
市民センター・公民館	規則等で定めている事務分掌の全て						
図書館							

## 法改正の趣旨

- ※1:スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民ニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができる。
- ※2:過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の減失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。
- ※3:公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光 など他の行政分野との一体的な取組の推進等のため

## 議会等における 市長発言

令和5年8月24日 総合教育会議 抜粋

今後改めてまちづくり全体のことを考えて、そして持続可能なまちづくりをしていくうえでより良い組織構造というものがあるのではないかと思っておりますので、また改めて社会教育機関については皆様と一緒になって審議を進めていきたいと考えております。

## 令和5年9月議会 山口みさえ議員に対し

社会教育機関については、まちづくり全体のことを考えて、持続可能なまちづくりをしていく上でより良い組織構造があるのではないかと考えていることから、今後、教育委員会の皆さまと一緒になって審議を進めていきたいと考えております。

#### 令和5年9月議会 ひろせ久美子議員に対し

社会教育については、市民がスポーツや文化活動等に参加することにより生涯 にわたって学び続け、市民が主役の地域づくりを進めることができる場・機会の 提供に取り組んでいくことが大切だと考えています。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げる ものを管理し、及び執行する。

(第1号から第11号まで省略)

- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。

(第16号から第19号まで省略)

(職務権限の特例)

- 第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、<u>条</u> 例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務 のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。
  - (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定める もの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第2 1条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに 係るものを含む。)。
  - (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
  - (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
  - (4) 文化財の保護に関すること。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分<u>その他</u>特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

# 社会教育関連部署 県下の市町の状況一覧(阪神7市1町、神戸市、姫路市、東播磨3市及び豊岡市)

令和5年度

								市和3年及
市町名	社会教育	文化財	スポーツ	放課後児童クラブ	愛護センター	市民センター	公民館	図書館
芦屋市	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
		教育部社会教育室			教育部社会教育室			
	生涯学習課				青少年愛護センター			図書館
							市長部局	
尼崎市	教育委員会 社会教育部	大户女员五 十 <u>一</u>	社会教育部	こども青少年局保育児童部			総合政策局協働部	
	社	歴史博物館	フポーツ推准理		社会教育課		生涯、学習!推進課	
西宮市	市長部局					市長部局	市長部局	市長部局
		産業文化局文化スポーツ部						
	生涯学習企画課				字校教育品 学校保健安全課			
	教育委員会	市長部局		教育委員会				教育委員会
伊丹市	I .		教育安貞云 生涯学習部				(教育安良云 生活类型如	教育安貞芸   生涯学習部
	生涯学習部					都市活力部まち資源室		
	社会教育課				少年愛護センター		公民館	
宝塚市								教育委員会
					学校教育部教育支援室			
	社会教育課	社会教育課			青少年センター	文化政策課	社会教育課	中央図書館
川西市		市長部局	市長部局 市民環境部	教育委員会	教育委員会	市長部局 市民環境部	市長部局	市長部局
			市民環境部	教育推進部	教育推進部	市民環境部	市民環境部	市民環境部
	生涯学習課				教育保育課			
	市長部局	市長部局	市長部局		市長部局			市長部局
三田市	地域共創部市民協働室	地域共創部市民協働室			子ども・未来部子ども未来室			
	7 11-1 1 WI	文化スポーツ課	文化スポーツ課	健やか育成課			文化スポーツ課	
	教育委員会	教育委員会	町長部局	町長部局	町長部局	教育委員会	教育委員会	教育委員会
猪名川町			地域振興部	生活部	生活部			
	教育振興課		地域交流課	こども課	こども課			
	教育委員会	市長部局	市長部局	市長部局	教育委員会	市長部局		市長部局
神戸市	総務部	文化スポーツ局	文化スポーツ局	こども家庭局	学校教育部	文化スポーツ局	文化スポーツ局	文化スポーツ局
	総務課	文化財課	スポーツ企画課		児童生徒課		スポーツ企画課	中央図書館総務課
姫路市	教育委員会	教育委員会	市長部局	市長部局	教育委員会	市長部局	市長部局	教育委員会
	生涯学習部	生涯学習部	観光経済局	こども未来局こども育成部	学校教育部	市民局	市民局市民参画部	
	生涯学習課	文化財課	スポーツ振興室	ニビ土級教理	<b>学</b> 标	生涯現役推進室	市民活動推進課	姫路市立図書館
明石市	市長部局	市長部局	市長部局	市長部局	教育委員会	市長部局	市長部局	市長部局
	市民生活局市民協働推進室	市民生活局文化・スポーツ室	市民生活局文化・スポーツ室	こども局こども育成室		市民生活局文化・スポーツ室	市民生活局文化・スポーツ室	政策局
	コミュニティ・生涯学習課	文化振興担当	スポーツ振興担当	企画担当	児童生徒支援課	文化振興担当	文化振興担当	本のまち推進課
加古川市	教育委員会				教育委員会			教育委員会
	教育指導部	教育指導部	市長部局 市民協働部	教育指導部	教育指導部	市民協働部	教育指導部	教育指導部
	社会教育課	文化財調査研究センター	スポーツ・文化課	社会教育課	青少年育成課	加古川市民センター	社会教育課	
高砂市		教育委員会	市長部局					教育委員会
					教育部学校教育室			
	生涯学習課				学校教育課			
豊岡市	教育委員会	市長部局			教育委員会	市長部局		教育委員会
	WD X X A		租光文化部	10 1 2 A A	1013 X A	租 <b>光文化</b> 部	くらし創告部	
	 	文化・スポーツ振興理	文化・スポーツ振興理	幼児苔成理	社会教育課	文化・スポーツ振興理	地域づくい理	社会教育課
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人に ハハーノ派共林	人に ハハーノ派典誌	初元自戍床	11五 次月床	人に ハハーノ派央跡	地域ノマの味	11五 次 月 床